

株式会社寺子屋

女性活躍推進法・労働施策総合推進法・育児・介護休業法に 基づく情報公表

1. 女性活躍推進法に基づく情報公表

対象期間：2025 年 5 月 6 日～2026 年 5 月 5 日

(1) 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異
正社員	78.1%
パート・有期社員	96.6%
全労働者	67.3%

- 賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。
- 正社員：正社員、勤務地限定正社員、兼務役員（専任の役員を除く）を含む。なお、兼務役員については、労働者としての給与・賞与のみを賃金に含め、役員報酬部分は除外している。
- パート・有期社員：契約社員、嘱託社員、パートタイマーを含む。
- 人員数：対象期間中の各月賃金締日における在籍者数の平均により算出。

(2) 女性管理職比率

管理職（課長～部長）に占める女性労働者の割合：21.9%（35 人中 8 名）

(3) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

係長級に占める女性労働者の割合：65.7%

(4) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女別の育児休業取得率（2025 年度：2025 年 5 月 6 日～2026 年 5 月 5 日）

- ・ 男性：正社員 100% 契約社員 -% アルバイト -%
- ・ 女性：正社員 100% 契約社員 100% アルバイト 100%

2. 労働施策総合推進法に基づく情報公表

正規雇用労働者の中途採用比率

2025 年度：44%

2024 年度：32%

2023 年度：52%

3. 育児・介護休業法に基づく情報公表

男性労働者の育児休業取得率

男性労働者の育児休業等の取得率：100%

※2025 年度において、対象となった男性労働者 2 名全員が育児休業を取得。